



埼玉県

農林部 畜産安全課  
家畜衛生担当 梅野  
直通 048-830-4174  
内線 4174

E-mail: a4170@pref.saitama.lg.jp

## ＜報道発表資料＞

カテゴリー:危機管理

令和8年1月17日

### 県内で発生した高病原性鳥インフルエンザ に係る搬出制限区域の解除について

12月30日（火曜日）に嵐山町の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、農林水産省と協議の上、本日0時00分に搬出制限区域を解除し、併せて消毒ポイントを一部閉鎖しました。

#### 1 搬出制限区域の解除

(1) 区域内農場

51農場

(2) 解除年月日

令和8年1月17日（土曜日）0時00分

(3) 解除理由

防疫措置完了後10日が経過した後に実施した「搬出制限区域解除検査」において、「陰性」が確認されたため。

※「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく規定

#### 2 消毒ポイントの一部閉鎖

搬出制限区域の解除に伴い、下記の消毒ポイントを閉鎖しました。（別紙参照）

- ・花園農業者トレーニングセンター [深谷市小前田2299]
- ・坂戸市西清掃センター [坂戸市にっさい花みず木1-5]

#### 3 今後の予定

防疫措置完了から21日が経過する1月27日（火曜日）0時00分に移動制限区域を解除する予定です。

##### 【用語説明】

移動制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の家畜等の移動を禁止する区域

搬出制限区域：移動制限区域の外側で、発生農場を中心とした半径10km以内の家畜等の当該区域からの搬出を制限する区域

#### 4 その他

我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。